

2021年5月31日現在

経営支援ガイド

当商工会議所で主に取り扱っている支援

目次 ~Index~

新型コロナウイルス感染症に関する支援

- **補助金・助成金**
小規模事業者持続化補助金
(低感染リスク型ビジネス枠).....02
事業再構築補助金.....03
栃木県の新たな感染症対策支援(5月補正予算).....04
- **資金繰り**
新型コロナウイルス感染症関連融資制度.....04
(マル経融資・日本政策金融公庫・栃木県・宇都宮市)
- **販路開拓**
おもてなしギフトショップ.....06
WEB版会員情報局/
飲食店応援チラシ展示コーナー.....07
- **防災・減災**
事業継続力強化計画.....08
- **その他支援**
宇都宮市ビジネスPCR等検査支援事業/
テレワーク支援.....09

経営改善に関する支援

- **資金繰り**
小規模事業者経営改善資金貸付(マル経融資).....10
商工いきいき特別保証制度.....11
日本政策金融公庫の融資制度.....12
栃木県の制度融資.....14
宇都宮市の融資制度.....16

- **補助金**
小規模事業者持続化補助金(一般型).....18
中心商業地新規出店促進事業補助金
(空き店舗出店補助金)/宇都宮市ICT補助金.....19
- **事業再生**
中小企業再生支援協議会.....20
経営改善センター/
- **事業承継**
事業承継引継ぎ支援センター.....21
- **販路開拓**
会報「天地人」有料折込/
会員チラシ・カタログ展示コーナー/
「ザ・ビジネスモール」.....22
- **専門家派遣事業**
中小企業119/エキスパートバンク.....23
- **共済**
ふれあい共済/健康経営/経営セーフティ共済
.....24
小規模企業共済/特定退職金共済/
中小企業退職金共済.....25
- **その他の支援**
無料専門相談/各種経営相談.....26

情報収集について

- ミラサポplus.....27
相談窓口一覧/情報収集に関すること.....28

★本ガイドの内容については、
お問合せいただくかホーム
ページをご覧ください。



その他、国や県等で取り扱っている支援はコチラ

▼『ミラサポplus』のご案内

ミラサポplusとは、中小・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国のWEBサイトです。国や都道府県が行う支援施策を中心にまとめられており、本サイトを活用することで事業者にあった支援を探ることができます。

また、キーワード検索のほか、次の10項目からも支援情報を探ることができます。

詳しくは、本ガイドの27ページもしくはWEBサイトをご覧ください。

探すことができる支援項目



↑こちらのQRコード
からもWEBサイト
にアクセスできます。

URL : <https://mirasapo-plus.go.jp/>

ミラサポplus

検索



宇都宮商工会議所

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
TEL 028(637)3131 FAX 028(634)8694
URL <https://www.u-cci.or.jp>

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

本補助金は、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助対象		補助内容等								
<p><補助対象者> 小規模事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table>		業 種	常時使用する従業員数	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業その他	20人以下	<p><補助率></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の3/4以内 <p><補助額></p> <ul style="list-style-type: none"> 100万円以内 <p><補助対象経費></p> <p>機械装置等費/広報費/展示会等出展費/開発費/資料購入費/雑役務費/借料/専門家謝金/専門家旅費/設備処分費/委託費/外注費/感染防止対策費</p> <p><募集期間></p> <p>第2回受付締切 R3. 7. 7 第3回受付締切 R3. 9. 8 第4回受付締切 R3. 11. 10 第5回受付締切 R4. 1. 12 第6回受付締切 R4. 3. 9</p> <p><補助事業実施期間></p> <p>第2回 交付決定日～R4. 4. 30 第3回 交付決定日～R4. 6. 30 第4回 交付決定日～R4. 8. 31 第5回 交付決定日～R4. 11. 10 第6回 交付決定日～R5. 1. 10</p>
業 種	常時使用する従業員数									
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下									
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下									
製造業その他	20人以下									
<p><補助対象事業></p> <p>補助対象となる事業は、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業。</p> <p>例)・ 対人接触機会を減らすための機械装置の導入費用、移動販売車両の購入費用等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止と事業継続を両立させるための、新たなビジネスやサービスにかかる新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン等の経費 該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費 など 										

■注意事項

- 記載の内容は令和2年度補正事業の一部を参考で紹介したものです。応募にあたっては、必ず最新の公募要領をご確認ください。
- 公募要領
「全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉」のホームページからダウンロードできます。
- 申請は、補助金申請システム（名称：J グランツ）でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。
- 申請には「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。詳細は、J グランツのホームページよりご覧ください。(https://www.jgrants-portal.go.jp)
- ◎ 募集状況・手続き方法・締め切り日等については、
「全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉HP」でご確認ください。
https://www.jizokuka-post-corona.jp/

お問い合わせ 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)コールセンター
 ☎ 03-6731-9325 9:30~17:30(平日)

事業再構築補助金

本補助金は、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、企業の思い切った事業再構築に要する経費の一部を補助するものです。また、事業再構築を通じて事業を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し、市場の新規開拓を目指す企業に対しても経費の一部を補助します。

補助事業の類型及び補助率等

項目	通常枠	緊急事態宣言特別枠	卒業枠	グローバルV字回復枠
概要	新分野展開や業態転換等の取組を通じた規模の拡大等を目指す企業への支援。	令和3年の国による緊急事態宣言発令により、早期に事業再構築が必要な企業に対する支援。	事業再構築を通じ、資本金または従業員を増やし、3～5年間で中堅・大企業へ成長する企業に対する支援(400社限定)	事業再構築を通じ、コロナの影で大きく減少した売上をV字回復させる企業を支援。(100社限定)
補助金額	【中小企業者等】 100万円～6,000万円 【中堅企業等】 100万円～8,000万円	【従業員5人以下】 100万円～500万円 【従業員6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員21人以上】 100万円～1,500万円	6,000万円超～1億円	8,000万円～1億円
補助率	中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2 (4,000万円超は1/3)	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3	2/3	1/2
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内(ただし、採択発表日から14か月後の日まで)		交付決定日～14か月以内(ただし、採択発表日から16か月後の日まで)	
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料も含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費 ※卒業枠、グローバルV字回復枠については海外旅費も対象経費となる			
補助対象要件	①事業再構築要件 ②売上減少要件 ③認定支援機関要件 ④付加価値額要件	①事業再構築要件 ②売上減少要件 ③売上減少要件(2つ目) ④認定支援機関要件 ⑤付加価値額要件	①事業再構築要件 ②売上減少要件 ③認定支援機関要件 ④事業再編等要件 ⑤付加価値額要件	①事業再構築要件 ②売上減少要件 ③認定支援機関要件 ④グローバル展開要件 ⑤付加価値額要件

申請について

- ① 公募期間
 第1回 令和3年4月30日まで(終了)
 第2回 令和3年7月2日まで
 第3、4回 未定
 ※緊急事態宣言特別枠については第2回の公募で終了の予定です。

② 申請書類

事業計画書(最大15ページ)、認定経営革新等支援機関・金融機関による確認書、売上減少の根拠書類、決算書2期分、ミラサポplusの事業財務情報 など
 ※卒業枠、グローバルV字回復枠、緊急事態宣言特別枠については他にも必要書類があります。

③ 申請方法

電子申請のみ。【GビズIDプライムアカウント】の取得が必要となります。



■さいごに

○公募要領は「事業再構築補助金」のホームページからダウンロードできますので申請する際には必ずお読みください。

事業再構築補助金 HP

お問い合わせ

制度全般に関するコールセンター ☎0570-012-088/03-4216-4080 9:00～18:00(平日)
 電子申請に関するコールセンター ☎050-8881-6942 9:00～18:00(平日)

営業時間短縮協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県は、以下の地域の飲食店の皆様に、営業時間短縮（営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）への御協力をお願いしました。

この要請に応じた事業者に対し、協力金を支給します。

対象地域

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市

対象期間

令和3年8月2日(月)20時～令和3年8月22日(日)24時までの全21日間

対象店舗

通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店

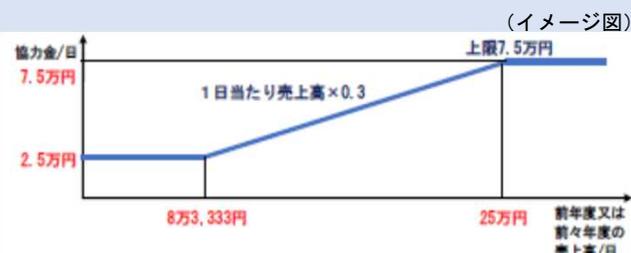
※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象外です。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・不特定多数が出入りすることができない場合 等

1日当たりの協力金額

○個人事業主・中小企業【売上高方式】

1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下	1日当たりの売上高×0.3
25万円超	7.5万円



○大企業【売上高減少額方式】 ※中小企業等も選択可

- ・ 1日当たりの売上高減少額×0.4

(上限)

20万円 又は 1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

※1日当たりの売上高＝前年又は前々年の8月の売上高÷31

※1日当たりの売上高減少額＝（前年又は前々年の8月の売上高-令和3年8月の売上高）÷31

※売上高とは、「飲食業の売上高」とし、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

申請方法

○申請受付期間：令和3年8月12日（木）～令和3年9月30日（木）

○申請方法

インターネット又は郵送を予定しています。
準備ができ次第、ご案内します。

○申請書配布先【8月6日（金）から配布予定】

- ・県庁本館2階県民プラザ及び各県民相談室
- ・対象地域の市役所
- ・宇都宮市の地区市民センター・出張所・市民活動センター
- ・対象地域の各商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会

※平日は、各窓口の業務時間内での配布となります。

※土日祝日はバンパ出張所で午前10時から午後7時までの配布となります。

申請要件

- 1 対象地域内に対象店舗を有すること。
- 2 対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている営業者であること。
- 3 令和3年7月29日より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年8月22日以降であること。
- 4 対象店舗において、通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間の全期間5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）すること。
- 5 酒類を提供する店舗においては、酒類の提供時間を11時から19時までの間とすること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 7 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること。
- 8 「『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート」に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。
- 9 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること。
- 10 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。



お問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター【8月3日開設予定】

（電話番号）028-651-3707

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日も受け付けしています。）

申請書類等詳細については、栃木県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html>



栃木県地域企業応援一時金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者の皆様に対し、応援一時金を支給します。

 **支給限度額** ※ 1 事業者 1 回限り

中小法人等

20万円

個人事業者等

10万円

支給額

支給額 = $\{ (\text{基準月の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \} \times 2$

対象月：令和3年4月又は5月のうち、前年同月比又は前々年同月比で売上高が50%以上減少している任意の月
基準月：前年又は前々年における対象月と同じ月

 **支給要件** ※ 次の全てに該当すること

- 栃木県内に主たる事業所を有していること
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 令和3年4月又は5月の売上高が、前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少していること
- **次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するものであること**
 - (ア) 飲食店を営む事業者
 - (イ) (ア)と当該飲食店の営業に関して直接又は間接の反復継続した取引がある事業者
 - (ウ) 主に対面で個人向けに商品又はサービスの提供を行う事業者
 - (エ) 直接、(ウ)に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
 - (オ) 販売・提供先を經由して、(ウ)に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
「支給対象となり得る
事業者の考え方」
もご覧ください

**特例措置・
不支給要件**

※ 事業承継・新規開業等の特例措置があります。詳細は、申請要領をご確認ください。

※ 令和3年4月又は5月の国の月次支援金の給付を受けた事業者又は給付を受ける予定がある事業者は、支給対象外です。その他の不支給要件については、申請要領をご確認ください。

申請期間

令和3年6月18日(金)～9月30日(木)

郵送又はインターネットにより申請してください

申請先

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141
栃木県地域企業応援一時金受付事務局

お問合せ先

栃木県地域企業応援一時金サポートセンター
☎ 028-666-7111 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日除く）

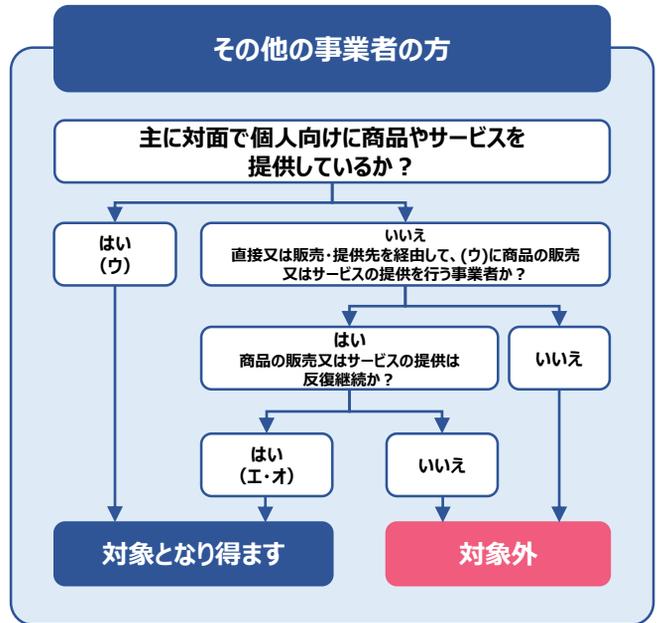
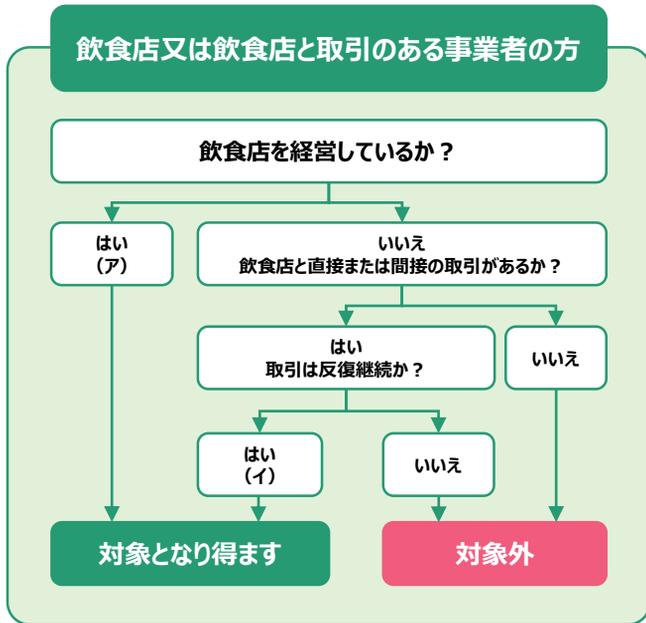
申請書類、申請方法等については、次のHPに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.tochigi-ouen-ichijikin.jp/>

栃木県地域企業応援一時金 **検索**

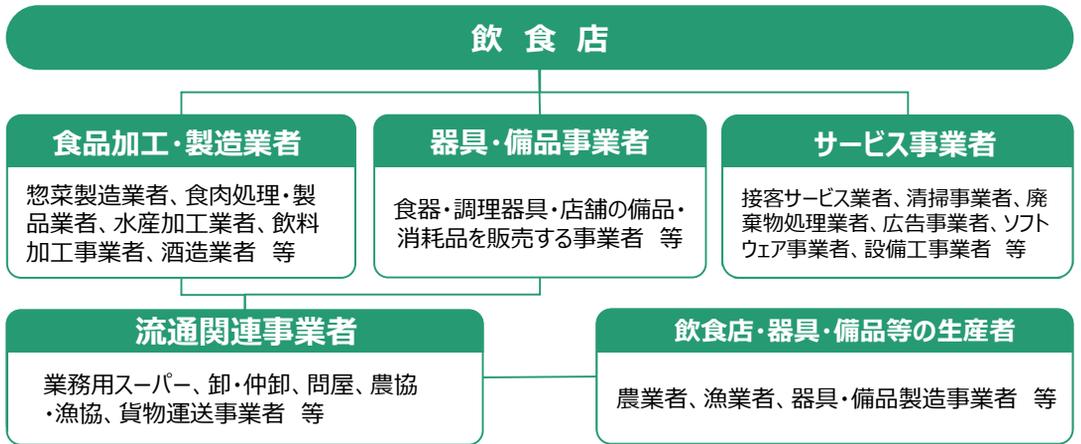


新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、 支給対象となり得る事業者の考え方



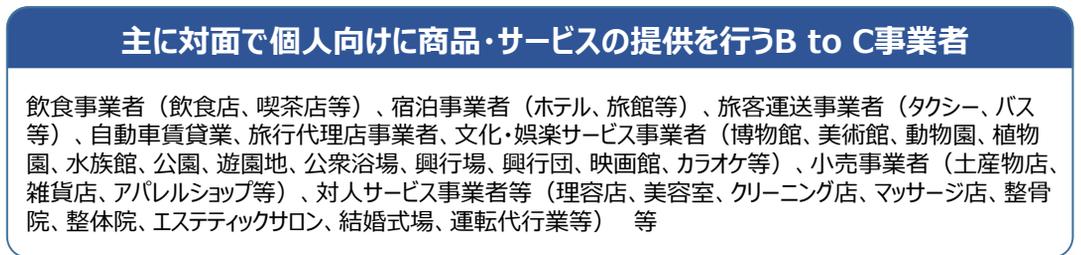
支給対象となり得る事業者の具体例

ア

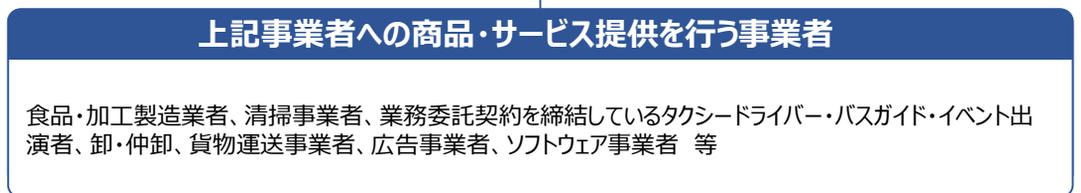


イ

ウ



エ・オ



第3回地域企業感染症対策支援補助金のご案内

※注意 申請には、「GビズID **プライム** アカウント」が必要です。

県内**中小企業者等（宿泊事業者を除く）**の皆様に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助します。 **オンライン申請**が必要です。

※宿泊事業者の皆様は「**宿泊事業者感染症対策支援補助金**」をご活用ください。

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金

検索 

公募期間：令和3(2021)年6月18日(金)午前10時から

8月31日(火)午後5時まで

(事業実施終了期限：令和3(2021)年12月17日(金)) ※申請額が予算上限に達し次第終了

補助額・対象経費

補助上限額 **300万円**(下限10万円)

補助率 **2/3以内**

- R3.4.1以降に発生（見積り・発注）した経費が対象となります。
- R3.12.17までに営業を開始した店舗等が対象です。

事業	事業区分	補助率	補助金額
新しい生活様式への対応に必要な機器整備	(1)不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラ、パーテーション、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機 ※の設置	2 / 3 以内	10～100万円
	(2)キャッシュレス決済、セルフレジ、自動精算機の導入		10～100万円
	(3)セルフオーダーシステム、セルフチェックインシステムの導入		10～100万円
	(4)券売機、整理券発行機の導入		10～100万円
非対面型ビジネスモデルへの転換	(5)デリバリー、移動販売に必要な専用車両の購入		10～50万円
	(6)ECサイトの構築		10～100万円

※HEPAフィルターによるろ過式かつ、風量が毎分5m³程度以上のものに限る。

重要

- 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。
- 「令和2年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金」、「栃木県地域企業感染症対策支援補助金(第1～2回)」の交付決定を既に受けている事業者も申請できます。
- 「地域企業感染症対策 **施設等** 支援補助金」の申請者も申請できます。
- 国、県、市町等公的機関が助成する他の制度と重複（同一品目を両方の補助事業に申請）する事業は補助対象となりません。

申請時の注意事項

補助金ポータルサイト

<https://www.tochigi-kansentaisaku.com>



- **申請はポータルサイトからオンラインのみで受け付けます。**
- **公募要領、Q&Aを必ずご覧ください。**
- 「**新型コロナ感染症防止対策取組宣言**」などの感染症対策への協力が条件です。
- **飲食店は、実績報告書の提出までに「とちまる安心認証」を取得することが条件です。**

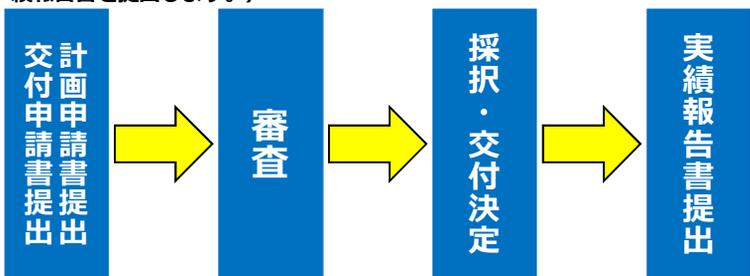
申請手続の流れ

栃木県内に事業所を有する中小企業者等（商工業者）であり、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、個人事業主、中小企業組合、商店街振興組合、士業法人が対象です。

※**宿泊事業者**、医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は**補助対象**となりません。

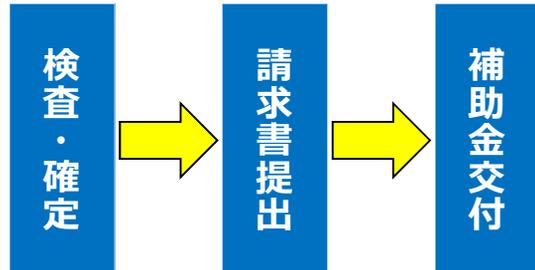
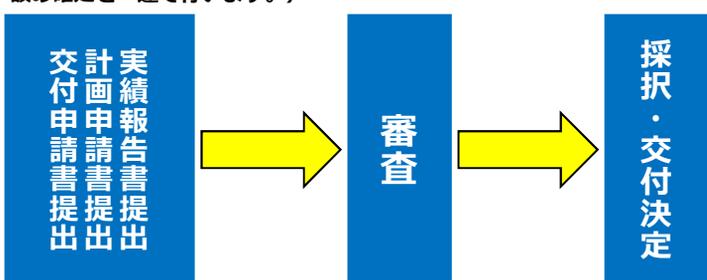
①通常手続【一部未購入、支払未了がある場合】

（交付申請書、計画申請書をまとめて送信し、採択・交付決定後、改めて実績報告書を提出します。）



②一括手続【全て既に購入し、支払済みの場合】

（交付申請書、計画申請書及び実績報告書をまとめて送信し、採択・交付決定と額の確定を一連で行います。）



- 本補助金の申請には、「**GビズIDプライムアカウント**」の取得が必要です。
- 予め**GビズIDプライムアカウント**の取得手続を行ってください。
- アカウントの取得には数週間かかります。
【GビズID事務局】
0570-023-797
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業スキーム



●パソコンをお持ちでないなど、オンライン申請が困難な場合には、**「オンライン申請サポート会場」**（予約制）

をご利用いただけます。詳細は下記事務局までお問い合わせください。



オンライン申請のサポート

地域企業感染症対策支援補助金事務局

TEL 028-678-6815

FAX 028-678-6816

〒320-0806 宇都宮市中央2丁目5-12 TUビル2階

ポータルサイト <https://www.tochigi-kansentaisaku.com>

- 「オンライン相談会」の申込や「オンライン申請サポート会場」の利用
・ポータルサイト上又は電話でご予約ください。
（県央、県南、県北会場 要予約）
- お電話でのお問い合わせ
・月～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
・9:00～12:00 / 13:00～17:00



地域企業感染症対策「施設等」支援補助金のご案内

※注意 申請には、「GビズID **プライム** アカウント」が必要です。

県内**中小企業者等（宿泊事業者を除く）**の皆様に対して、感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助します。 **オンライン申請**が必要です。

※宿泊事業者の皆様は「宿泊事業者感染症対策支援補助金」をご活用ください。

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金

検索 

公募期間 : 令和3(2021)年6月25日(金)午前10時から

8月31日(火)午後5時まで

(事業実施終了期限 : 令和3(2021)年12月17日(金)) ※申請額が予算上限に達し次第終了

補助額・対象経費

補助上限額 **500万円(下限30万円)**

補助率 **2/3以内**

- R3.4.1以降に発生（見積り・発注）した経費が対象となります。
- R3.12.17までに営業を開始した店舗等が対象です。

事業	事業区分	補助率	補助金額
施設改装工事	(1)不特定多数が出入りする（(2)以下同じ）客室等の個室化に必要な改装（隔壁等の設置工事を含む）	2/3以内	30～300万円
	(2)接触機会の低減を目的としたレイアウト変更（来客者の導線改善及び座席の間隔を確保する工事等）		
	(3)テラス席の設置に必要な工事（床、建具工事等） ※不動産の取得となる工事を除く。		
空気調和設備・換気設備の設置	(4)空気調和設備・換気設備の設置 ※単なる老朽化等によるものを除く。		30～200万円

重要

- 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。
- 「令和2年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金」、「栃木県地域企業感染症対策支援補助金(第1～2回)」の交付決定を既に受けている事業者も申請できます。
- 「第3回地域企業感染症対策支援補助金」の申請者も申請できます。
- 国、県、市町等公的機関が助成する他の制度と重複（同一工事等を両方の補助事業に申請）する事業は補助対象となりません。

申請時の注意事項

補助金ポータルサイト

<https://www.tochigi-kansentaisaku.com>



- 申請はポータルサイトからオンラインのみで受け付けます。
- 公募要領、Q&Aを必ずご覧ください。
- 「新型コロナ感染症防止対策取組宣言」などの感染症対策への協力が条件です。
- 飲食店は、実績報告書提出までに「とちまる安心認証」を取得することが条件です。

申請手続の流れ

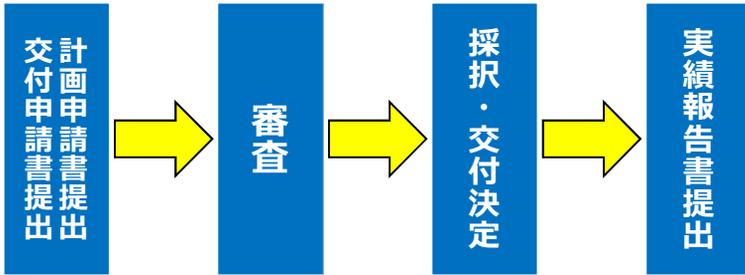


栃木県内に事業所を有する中小企業者等（商工業者）であり、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、個人事業主、中小企業組合、商店街振興組合、士業法人が対象です。

※**宿泊事業者**、医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は補助対象となりません。

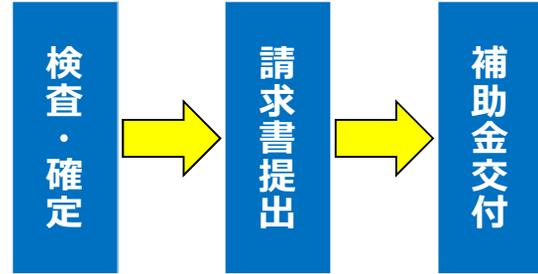
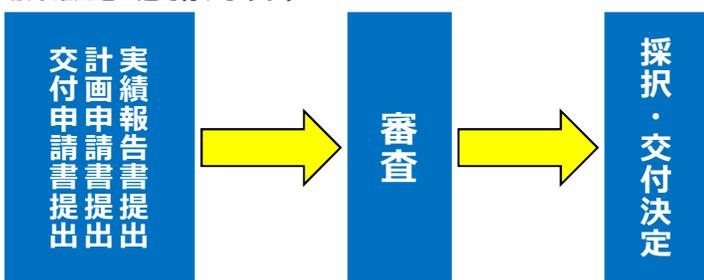
①通常手続【一部未購入、支払未了がある場合】

（交付申請書、計画申請書をまとめて送信し、採択・交付決定後、改めて実績報告書を提出します。）



②一括手続【全て既に購入し、支払済みの場合】

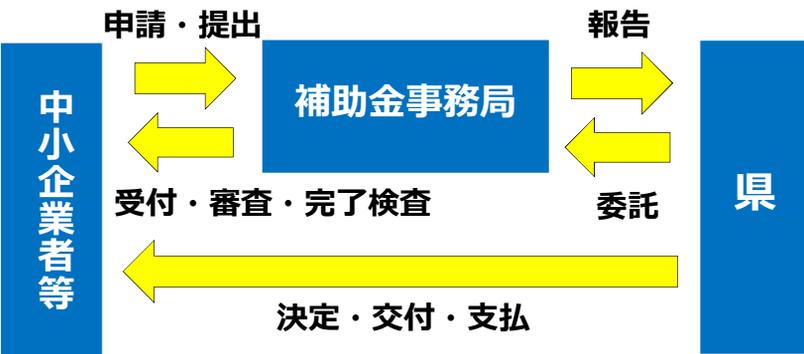
（交付申請書、計画申請書及び実績報告書をまとめて送信し、採択・交付決定と額の確定を一連で行います。）



- 本補助金の申請には、「**GビズIDプライムアカウント**」の取得が必要です。
- 予めGビズIDプライムアカウントの取得手続を行ってください。
- アカウントの取得には数週間かかります。
【GビズID事務局】
0570-023-797
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業スキーム



- パソコンをお持ちでないなど、オンライン申請が困難な場合には、「**オンライン申請サポート会場**」（予約制）をご利用いただけます。詳細は下記事務局までお問い合わせください。



オンライン申請のサポート

地域企業感染症対策 **施設等** 支援補助金事務局

TEL 028-612-8950

FAX 028-612-8951

〒320-0806 宇都宮市中央2丁目5-12 TUビル2階

ポータルサイト <https://www.tochigi-kansentaisaku.com>

- 「オンライン相談会」の申込や「オンライン申請サポート会場」の利用
・ポータルサイト上又は電話でご予約ください。
（県央、県南、県北会場 要予約）
- お電話でのお問い合わせ
・月～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
・9:00～12:00／13:00～17:00



新型コロナウイルス感染症関連融資制度

新型コロナウイルス対策マル経融資制度

この制度は、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置です。（令和3年12月末まで）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたした小規模事業者で次のいずれかの方 ① 最近1ヵ月等(注)の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ② 前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等(注)の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 (注) 最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高
融資限度額	別枠1,000万円 ※申込金額と現在のマル経資金の利用残高の合計が1,500万円を超える場合は事業計画書等の提出が必要です。
資金使途	運転資金 7年以内(うち据置3年以内) 設備資金10年以内(うち据置4年以内) ※いずれも経営改善に資する資金が対象です。
金利	一般マル経の利率より貸付後3年間▲0.9%引下げ(R3.5.31時点で0.3%) ※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策マル経の金利引下げ」との合計で6,000万円となります。

お問合せ 宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎ 028-637-3131 8:30～17:15(平日)

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策融資制度

	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナ対策資本性劣後ローン
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来たしている方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方であって、外部支援機関から出資、事業再生及び事業計画書を作成している方など
融資限度額	別枠8,000万円	別枠7,200万円
資金使途	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内	5年1ヶ月・7年・10年・15年・20年のいずれか(期限一括返済、利息は毎月払)
その他		

お問合せ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 9:00～17:00(平日)

栃木県の新型コロナウイルス感染症対策制度融資

融 資 枠	新型コロナウイルス感染症対策融資（一般貸付）	新型コロナウイルス感染症対策融資（伴走支援型貸付）
対 象 者	原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの。	セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金	運転資金・設備資金・借換資金
融資限度額	4,000万円	4,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	年1.2%以内（責任共有制度対象外） 年1.4%以内（責任共有制度対象）	
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする。 ※伴走支援型貸付については伴走支援型特別保証が必要です。	
利子補給事業について	内 容：当初1年分の利子を補給します（遅延利子を除く）。 対象者：新型コロナウイルス感染症対策融資を利用した中小企業者 ※令和3年6月1日以降に保証承諾を受けたものに限る。 ※既に当資金を利用している事業者は、借換いただくことで利子補給の対象となります。	

お問合せ 栃木県 経営支援課 金融担当 ☎ 028-623-3181 9:00～17:00(平日)

宇都宮市の新型コロナウイルス対策融資制度

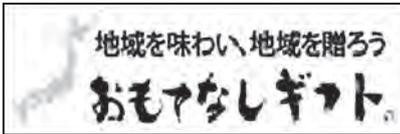
新型コロナウイルス感染症対策特別資金（借換型）	
対 象 者	下記のいずれにも該当する方 ① 令和4年3月31日までに本融資の申し込みをした方 ② 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症対策特別資金の融資を受けた方
融資限度額	1企業 年度間3,000万円 ※新型コロナウイルス感染症対策特別資金の残債額が上限となります。
資金使途	借換資金 10年以内（据置期間3年以内）
金 利	年1.0パーセント
そ の 他	利子補給制度あり ※詳細は宇都宮市のホームページをご覧ください。

お問合せ 宇都宮市 経済部 商工振興課 ☎ 028-632-2433 9:30～16:30(平日)

おもてなしギフトショップ

「おもてなしギフトショップ」は横須賀商工会議所が日本商工会議所、全国の商工会議所と連携してYahoo!ショッピング上に運営する、ギフト専門のネットショップです。

会員事業所が精魂込めて育て上げた商品を、全国の方々に愛されるギフトとして売り出す取り組みです。電子メールができれば、低リスク、低コスト、専門知識不要で取り組みます！



URL : <https://shopping.geocities.jp/omotenashigift/>



HPのQRコード

日本人はギフト、プレゼントが好きと言われるだけあって、中元、歳暮はもとより、バレンタインデーとホワイトデー、桃の節句と端午の節句、母の日と父の日、ハロウィンとクリスマスなどイベントや、出産祝、誕生日、結婚記念日、還暦のお祝いなど人生のイベントにおいてもギフト商品が動きます。

ギフトといえば、サラダ油や洗剤といった生活必需品の時代もありましたが、いまでは少しでも珍しいものを探して送って喜んでもらおうとするお客様が増えています。

そのようなお客様の要望に応えられるのが、まさに「おもてなしギフト」であります。ぜひ、ご自身の商品をギフトにして販売にチャレンジしてもらいたいと思います。

○大手モールに出店

Yahoo!ショッピング、PayPayモール
利用料金(年会費):1万円←令和3年度は免除
(その他販売手数料30%が掛かります。)

○ギフト専門店だから安売りはしない

客単価7~8千円、リピート率25%
購入者は40・50・60代(プチ富裕層)

○店舗構築不要

専門家による取材、商品アレンジアドバイス、
プロによる店舗ページ作成、追加修正無料

○店舗運営不要

注文管理、売上、支払管理不要

○配送伝票記入不要

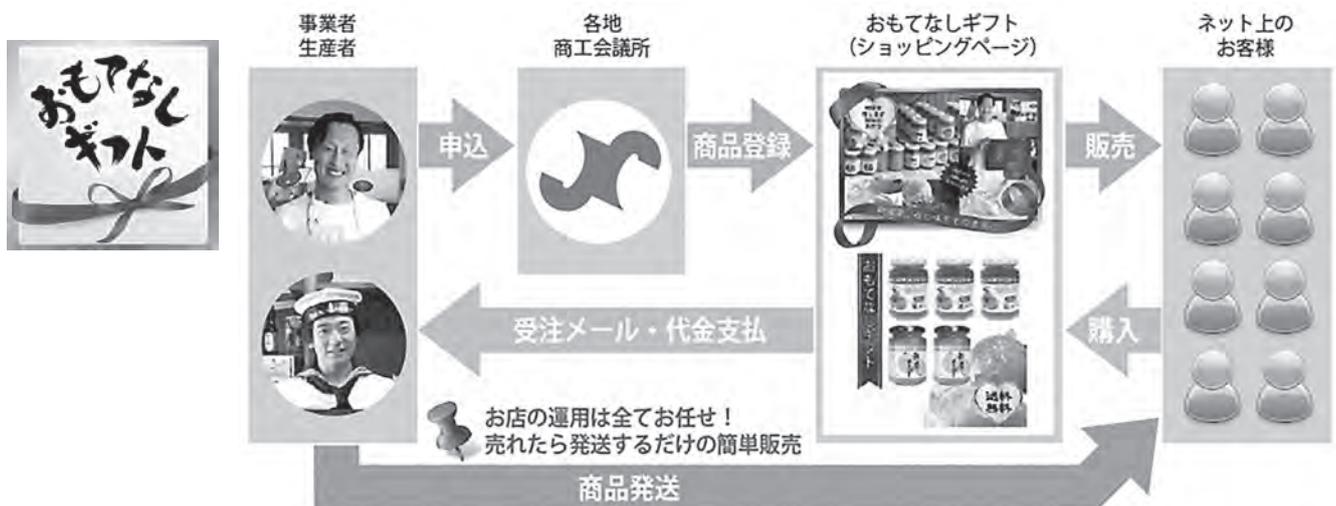
ヤマト運輸が記入済みの伝票配布

○専門知識不要

電子メールの送受信のみ

○令和3年12月28日までに
出店申込みを受付した方には
出店応援金として1会員事業所に2万円
補助します。(先着20者まで)。

賞品写真撮影費用等にお役立て下さい。



WEB版会員情報局

当商工会議所会員限定！自慢の商品・サービスを教えてください！

会報「天地人」で会員の皆さまからの商品・サービス等をご紹介する『会員情報局』がパワーアップし、WEB版がオープンしました。

会員の皆さまの自慢の商品・サービスを紹介してみませんか。

対象 当商工会議所会員事業所

費用 無料

申込方法

QRコードを読み込み、
掲載申込フォームからお申し込みください。



WEB版
会員情報局

URL : <https://www.ucci-support.com/>



(2021年4月号掲載分)

独自性や新規性の高いものは、会報「天地人」で紹介されることも！

飲食店をみんなで応援！チラシ展示コーナー

飲食店の方向けに、テイクアウトやお弁当、ランチ営業等のチラシを無料で展示できるラックを設置しました。

当所への来訪者に広くPRすることで、飲食店での消費に繋げることを目的とした取り組みです。

ご利用希望の場合は総務部までお問合せください。

対象 当商工会議所会員事業所

費用 無料

展示期間 1ヵ月程度

規格 A4サイズ

申込方法 当商工会議所窓口で申し込み



(新たに新設したラック)

事業継続力強化計画

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症など、自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。そうした中、中小企業の自然災害等への事前対策を促進することを目的に、中小企業者がまとめた防災・減災に係る取組（「事業継続力強化計画」）を、国が認定する制度が創設されました。

計画の認定を受けるメリット

① 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から 0.9%引き下げ）が受けられます。

② 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画等の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

③ 中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備、制震・免震装置等）を取得した場合に、特別償却の適用が受けられます。

④ その他

- ・ 経済産業省が執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。
- ・ 事業継続力強化計画認定ロゴマークが使用できます。

計画に記載する項目の事例

- ・ ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ・ 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ・ 人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ・ 訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 等

詳しくは事業継続力強化計画策定の手引きをご確認ください。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

宇都宮市ビジネス PCR 等検査支援事業

宇都宮市では、市内事業者を対象に、経済活動のために従業員等に受けさせる場合のPCR等検査の費用を一部補助しています。

必要書類を市が指定する検査機関の窓口にご提出することで、補助額を差し引いた金額で検査を受けることができます。

○補助対象 市内に住所を有する事業者（個人事業主を含む）が従業員等（事業主、専従者、役員含む）に実施するPCR等検査の一部費用

○補助額

検査目的	検査の種類	
	PCR等検査	抗原定量検査
県外・海外への往来	最大 10,000円	最大 5,000円
興行・健康管理	最大 5,000円	最大 2,500円

※1事業者1年度あたり100万円を上限とする

○必要書類 ①宇都宮市ビジネスPCR等検査支援事業申請書兼委任状

※市のホームページからダウンロードしてください。

②当商工会議所の管理番号が分かる書類

・当商工会議所会報誌「天地人」送付時の封筒（宛名部分）のコピーまたは、当商工会議所が発行する「宇都宮市ビジネスPCR等検査支援事業にかかる市内事業者証明書」



本制度のページ

お問合せ 宇都宮市保健所 健康増進課 企画グループ ☎028-626-1128 8:30~17:15 (平日)
宇都宮商工会議所 総務部 ☎028-637-3131 8:30~17:15 (平日)

テレワーク支援

宇都宮市で事業を営んでいる皆さまへ、当商工会議所では、テレワーク相談を受付けています。テレワーク (telework) とは、Tele (離れた場所) と work (仕事)、この2つを組み合わせた言葉で、ICT (情報通信技術) を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

非常時の
事業継続

コスト削減

社員の
通勤時間削減

社員の
満足度アップ

実際にテレワークを導入することで、社員のストレスが減って生産性が向上した、離職率が減った、コスト削減ができたなどの成功事例が数多くあります。まずはテレワーク相談窓口 (ホームページまたはFAX) へお申し込みください。

お問合せ 宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎028-637-3131 8:30~17:15 (平日)

●経営改善に関する支援

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

この制度は、小規模事業者が商工会議所の支援を受けて経営改善を図るための資金を無担保・無保証人、低金利で融資が受けられる国の公的融資制度です。商工会議所が申し込みを受付し、審査の上、(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）に推薦し、公庫の審査を経て融資が実行されます。

ご希望の際は、お気軽に当商工会議所の窓口へご相談ください。

対象及び条件

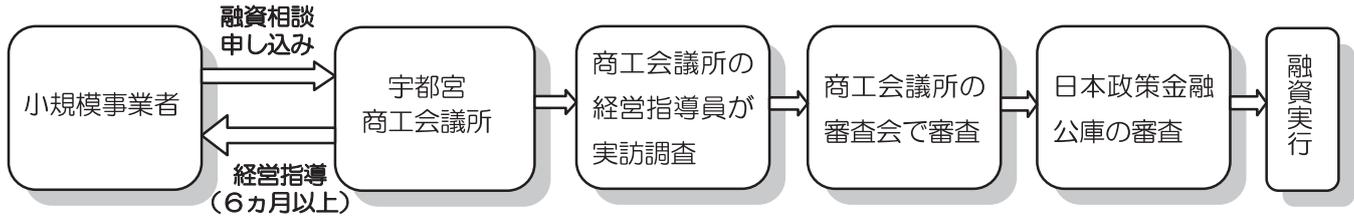
対象者	次のすべての要件を満たす方		※従業員数に 事業主、家族従業員、臨時、パート、アルバイト、法人の役員は含みません。 (ただし、法人役員の家族従業員は従業員とみなしません。)
	1 小規模事業者の方		
	業種	従業員数	
	サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下	
	製造業・建設業・その他	20人以下	
	2 当商工会議所管内で1年以上営業し、商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方。 ※旧河内町・旧上河内町の方は“うつのみや市商工会”にお問い合わせください。		
	3 所得税または法人税、事業税、住民税（県民税・市民税）を完納している方。		
	4 (株)日本政策金融公庫（国民生活事業）の非対象業種の方は利用できません。		
資金使途	経営改善に必要な運転資金及び設備資金		
	運転資金	設備資金	
	●商品・材料の仕入 ●買掛金・手形決済 ●諸経費の支払い など	●店舗・工場などの改装 ●機械・什器等の設備購入 ●営業用車両の購入 など	
	※他の金融機関からの借入金返済のための資金には利用できません。		
融資限度額	2,000万円以内 ※但し、申し込み金額と現在のマル経資金の利用残高の合計が1,500万円を超える場合は、「小規模事業者経営改善資金利用にあたっての事業計画書」等の提出が必要となります。		
返済期間	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金10年以内（うち据置2年以内）		
担保・保証人	不要		
金利	1. 21%（令和3年5月31日現在）		

ご用意いただくもの

添付書類が不足している場合は、受付ができませんのでご注意ください。

個人企業の方	法人企業の方
①前年と前々年の確定申告書のコピー	①前期と前々期の確定申告書（別表含む）及び決算書（勘定科目明細書を含む）のコピー
②前年と前々年の青（白）色決算書のコピー	②前期の決算から6ヵ月を経過している場合は直近の試算表のコピー
③所得税、事業税、市県民税の領収書または納税証明書（1年分）※金額が記載されているもの	③法人税、事業税、市県民税の領収書または納税証明書（1年分）※金額が記載されているもの
④見積書、図面、カタログ、契約書、建築確認許可証等 ※設備資金申し込みの場合	④3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※マル経融資の残高を有する方は不要
⑤営業確認書類 税務署の受領印のある確定申告書のコピー（電子申告の場合はe-Taxの受信通知「メール詳細」コピー）等	⑤見積書、図面、カタログ、契約書、建築確認許可証等 ※設備資金申し込みの場合
⑥借入推薦依頼書・借入申込書 お客様の情報の利用に関する同事項を含む	⑥営業確認書類 税務署の受領印のある確定申告書のコピー（電子申告の場合はe-Taxの受信通知「メール詳細」コピー）等
	⑦借入推薦依頼書・借入申込書 お客様の利用に関する同意事項を含む
初回利用者及びマル経融資の残高がない方は、申込人（代表者）及び法人が所有する全ての不動産登記簿謄本（3ヵ月以内）をご提出いただきます。また、マル経残高がある方であっても、前回融資以降、所有する不動産に変更があった場合は不動産登記簿謄本（3ヵ月以内）をご提出いただきます。	

手続きの流れ



- ※お預かりした確定申告書、決算書、試算表等の資料はご返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ※お申し込みから融資実行まで3週間程度かかります。
- ※国の特別貸付なので、(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）から貸付されます。
- ※審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。
- ※上記の融資限度額・返済期間の取扱期間は、令和4年3月31日（日本政策金融公庫申込受付分）まで

商工いきいき特別保証制度

民間の金融機関からの借入の際に、栃木県信用保証協会が実施する本制度をご活用ください。
融資を希望する会員事業所を商工会議所から推薦することにより、栃木県信用保証協会の審査がスムーズに進み、スピーディーな資金調達が可能になります。

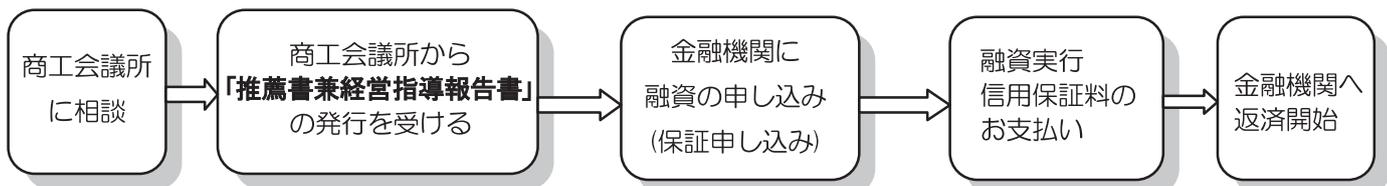
ご利用できる方

県内で同一事業を1年以上営んでいる当商工会議所会員事業所であり、経営指導及び推薦を受け、「商工いきいき特別保証」承諾後の保証債務残高が5,000万円以内の方。（ただし、本制度の残高以内で借換する場合は除く。）

保証条件

資金用途	運転資金、借換資金、設備資金 ※但し、土地の購入、建物の新築・増築・改築資金等の不動産取得資金は除きます。
保証限度額	500万円 ※運転資金については500万円または平均月商の3倍のいずれか少ない額となります。 ※既存の保証付借入の残高と合算して5,000万円以内となる保証に限ります。 （対象資金が借換資金の場合を除く）
保証期間	10年以内（据置期間6か月以内）
担保・保証人	担保：不要 保証人：個人の場合は 原則不要 、法人の場合は原則代表者のみ
金利	借り入れする金融機関の所定利率
保証料率	・0.45%～1.90% ・「設備割」対象保証制度 設備資金に係る保証料率を基準保証料率から 10%割り引き ます。 但し、責任共有制度および保証料率弾力化の対象となる保証に限ります。 （令和4（2022）年3月31日保証申し込み分まで。）
申請書類	当商工会議所が発行する「推薦書兼経営指導報告書」及び「推薦確認票」 ※当商工会議所ホームページ「商工いきいき特別保証」からダウンロードできます。

手続きの流れ



●経営改善に関する支援

日本政策金融公庫(国民生活事業)の融資制度

融資制度		ご利用いただける方
一般貸付		事業を営むほとんどの業種の方
セーフティーネット貸付 経営環境変化対応資金		売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方
特別貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方
	女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方または事
	再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	廃業歴のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方また
	新事業活動促進資金	経営多角化、業態転換などにより、第二創業などを図る方
	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて、新事業分野の開拓等のため
	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業を営む方の導入を行う方など
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方
	海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など
	ソーシャルビジネス支援資金	NPO法人または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など
	地域活性化・雇用促進資金	地域経済牽引事業などによる経済の活性化や雇用の促進を行う方
	観光産業等生産性向上資金	訪日外国人旅行者の消費需要の取り組みを図る方
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など
	働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む
	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環
	社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う方
	企業再建資金	取引金融機関の支援や中小企業再生支援協議会の関与などにより企業の再建
食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・イブチェーンへの加盟などを行う方	
生活衛生貸付	一般貸付(生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方
	振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員で、生活衛生関係の
新創業融資制度		新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方で、無担保
資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)		創業・新事業展開・海外展開・事業再生などに取り組む方で、技術力の高い事業に

※上記融資内容および金利は、令和3年5月31日現在のものです。また、上記以外にも融資制度があります。

	融資限度額	ご返済期間	その他
	無担保融資 4,800 万円	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内	各種融資制度には据え置き期間を設けています。詳しくは支店窓口までお問合せください。
	有担保融資 4,800 万円 (特定設備資金 7,200 万円)	設備資金 20 年以内	
	4,800 万円	運転資金 8 年以内 設備資金 15 年以内	
業開始後おおむね 7 年以内の方	無担保融資 4,800 万円 有担保融資 7,200 万円 (うち運転資金 4,800 万円)	運転資金 7 年以内 設備資金 20 年以内	各種融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは支店窓口までお問合せください。 利率に関しては、支店窓口までお問合せください。
は事業開始後おおむね 7 年以内の方			
に事業計画を策定する方など			
で、店舗の新築・増改築や機械設備			
方など			
境対策の促進を図る方			
を図る方			
増改築、機械設備の導入、フランチャ	運転資金 15 年以内 設備資金 20 年以内	設備資金 20 年以内	
	無担保融資 4,800 万円 有担保融資 7,200 万円～ 4 億 8,000 万円	設備資金 13 年以内	
事業を営む方	無担保融資 4,800 万円 有担保融資 5,700 万円(運転資金) 有担保融資 1 億 5,000 万円～ 7 億 2,000 万円(設備資金)	運転資金 7 年以内 設備資金 20 年以内	
・無保証人の融資制度をご希望の方	3,000 万円 (うち運転資金 1500 万円)	各種融資制度で定めるご返済期間以内	
取り組むなど一定の要件に該当する方		5 年 1 か月以上 15 年以内	

URL <http://www.jfc.go.jp/>

●経営改善に関する支援

栃木県の制度融資

名称	融資対象者	資金用途	限度額
創業支援資金	創業者 中小企業者	(別表1) 勤務経験や法律に基づく資格を活かして創業するときや、商工団体の創業塾等を修了して創業するとき等(創業して1年以内の方を含む) ※別表2、3との併用不可	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
		(別表2) 融資金額と同額以上の自己資金を有し創業するときや、事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者が資金を必要とするとき及び分社化するとき ※別表1、3との併用不可	運転・設備資金 併せて2,000万円
	女性・若者・シニアの創業者 中小企業者	(別表3 女性・若者・シニア支援枠) 女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳以上)で、別表1または別表2に該当(一部除く)するとき ※別表1、2との併用不可	運転・設備資金 併せて1,000万円
経営安定資金	中小企業者 中小企業団体	(基盤強化融資) 売上減少、受取手形の不渡り等による経営不安を防止するために資金を必要とするとき	運転資金 4,000万円
		(基盤強化融資) 特定中小企業者として市町村長の認定を受けたとき	
		(基盤強化融資 罹災対策) 特定被災区域内の事業所で、震災により直接または間接的に影響を受け、市町村長の認定を受けたとき	運転資金 5,000万円
		(事業活動継続融資) 罹災への対応やBCP策定を含む事業活動の継続を図るとき	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円
小規模企業資金	小規模企業者	(一般貸付) 申込金額と保証付残高の合計が2,000万円を超える方	運転・設備資金 併せて3,000万円 ※小口零細貸付と併用の場合は 合計残高3,000万円まで
		(小口零細貸付) 申込金額と保証協会の保証付残高の合計が2,000万円以下の方	運転・設備資金 併せて2,000万円
中小企業経営改善資金	中小企業者 中小企業団体	金融機関または栃木県中小企業再生支援協議会与連携して経営改善計画を策定し、保証協会の承認を受けて抜本的な経営改善や再生を図るとき	運転・設備・借換資金 併せて2億円 ※保証付きの県制度融資 (一部除く)が借換対象
一般資金	中小企業者 中小企業団体	(運転・一般枠) 商品仕入、諸経費の支払資金等の一般的な運転資金を必要とするとき	(一般枠) 3,000万円 ※団体は1億円
		(運転・短期枠) 短期的に一般的な運転資金を必要とするとき	(短期枠) 2,000万円 ※団体は1億円
		(設備・機械) 生産、加工等に必要な機械等を購入するとき	5,000万円
		(設備・建物) 店舗、工場等を新築、改築、取得するとき	※建物で認定耐震改修工事の場合、団体は1億円

[注] 融資条件は、令和3年5月31日現在。融資利率の()内は信用保証協会の保証付き責任共有制度対象外、
<>内は責任共有制度対象、括弧なしは保証なしの場合の金利。

融資期間（据置期間）	利 率	その他（担保や保証人等）
運転資金 7年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内） 建 物 10年以内（2年以内）	年利（1.7%） <1.9%>以内 【UIJ ターン創業者 の場合】 年利（1.6%） <1.8%>以内	○保証付き [信用保証料率は別途定める（創業関連・創業等関連保証は0.8%）]
	年利（1.6%） <1.8%>以内	
1年超10年以内（1年以内）	年利（1.6%） <1.8%>以内	○保証付き [信用保証料率は別途定める]
1年超7年以内（1年以内）		○保証付き [危機関連保証を付するものとする]
1年超7年以内（1年以内）		○保証付き [信用保証料率は別途定める]
1年超7年以内（1年以内）	年利（1.6%） <1.8%>以内	○保証付き【保証料率は別途定める】
	年利（1.6%）以内	○保証付き （小口零細企業保証制度の専用資金であり、信用保証料率は別途定める）
10年以内（1年以内） ※建物については据置2年以内	年利（2.3%） <2.5%>以内	○取扱金融機関及び信用保証協会の所定 ○保証付き [信用保証料率は別途定める]
5年以内（1年以内）	年利（2.0%） <2.2%> 2.5%以内	○取扱金融機関及び信用保証協会が定める ○保証協会の保証を利用する場合の保証料率は別途定める
1年以内	年利（1.5%） <1.7%> 2.0%以内	
7年以内（1年以内）	年利（2.0%） <2.2%> 2.5%以内	
10年以内（2年以内）	年利（2.0%） <2.2%> 2.5%以内 ※認定耐震改修工事の 場合、0.2%引下げ	

お問い合わせ 栃木県 経営支援課金融担当 ☎ 028-623-3180 9:00~17:00(平日)
 申 込 先 取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内
 営業店）へ

名 称		使 途	融資対象者
中小企業設備資金		機械・設備の設置、店舗等の新增改築など	中小企業者及び 中小企業団体
中小企業運転資金		原材料・商品仕入など	
経営安定化借換資金		<p>既に融資を受けている資金の借換えにより、中小企業者の経営安定化を図るための運転資金</p> <p>(1) 借換対象外の資金 中小企業設備資金、季節経営安定資金、節電対策特別資金、緊急企業支援資金、経営安定化借換資金</p> <p>(2) 既に融資を受けている資金の返済残高の合計額が当該融資を受けた当初における当該資金の額の4分の3未満である方</p> <p>(3) 新たに融資を受ける資金を含む場合、既に融資を受けている資金の返済に遅滞がない方</p> <p>(4) 責任共有制度の対象である保証を受けて融資を受けている資金がある場合、責任共有制度の対象である保証を受けて借換えを行う方</p>	
街づくり活性化創業資金	<p>一般創業資金</p> <p>※新事業創出資金との併用不可</p>	<p>(事業転換または新事業開始)</p> <p>(1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者 ※法人の場合は商業登記を、個人の場合は市内での住民登録がされていること</p> <p>(2) 現在の事業を転換し、又はその事業のほかに新たに別の事業を開始しようとしている方</p> <p>(事業開始から1年未満)</p> <p>市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の中小企業者 ※法人の場合は商業登記を、個人の場合は市内での住民登録がされていること</p> <p>(同一業種)</p> <p>市内に1年以上居住しており、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 同一業種の企業に5年以上勤務し、退職後1年を経過しておらず、これから営もうとする事業がその業種における技術又は経験に関連している方</p> <p>(2) 法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連している方</p>	
	<p>新事業創出資金</p> <p>※一般創業資金との併用不可</p>	<p>市内に居住する事業を営んでいない方で、借入金額の1/3以上の自己資金を有し、次のいずれかに該当する方</p> <p>(個人) 融資実行後、1か月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する方</p> <p>(法人) 融資実行後、2か月以内に市内に新たな会社を設立し、当該会社が市内で事業を開始する具体的な計画を有する方</p> <p>(分社) 事業を継続しながら、新たな事業を営むために新たな法人を設立しようとしており、その具体的な計画を有する方。</p>	
小規模企業支援資金		機械、設備の設置や商品仕入など	<p>市内の小規模企業者</p> <p>※従業員20人以下 (商業またはサービス業は5人以下)</p>

対象者は、市内に事業所を有し、引続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等で法人にあたってはその商業登記を、個人にあたっては市内での住民登録を行っていること。

また、市税を滞納しておらず、返済能力の確実な方。

※上記金利は、令和3年5月31現在のものです。

限度額	融資(据置)期間	利率	保証人・信用保証	申込み窓口
1企業 年度間 3,000万円 1団体 " 1億円	5年以内(1年以内) 10年以内(1年以内) 15年以内(1年以内)	年利1.8% 年利2.0% 年利2.3%	<p>【保証人】 原則不要 (法人は代表者1名)</p> <p>【信用保証】 栃木県信用保証協会の保証付 (信用保証料1.71%以内) ※保証料の補助制度があります。</p>	市内に本店・支店を有する銀行、信用金庫、商工中金
1回 1,000万円	5年以内(1年以内)	年利1.8%		
1企業 運転資金 3,000万円 ※新たな融資を受ける資金にあたっては申込金額の3分の1未満	5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) 10年以内(1年以内)	年利1.9% 年利2.0% 年利2.2%		
1企業 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで 設備資金 1,000万円 (所要経費の80%以内)	<p>運転資金 5年以内(1年以内)</p> <p>設備資金 7年以内(1年以内)</p>	<p>5年以内 年利1.8%</p> <p>7年以内 年利1.9%</p>		
1企業 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで 設備資金 1,000万円 (所要経費の80%以内)				
1企業 2,000万円 ※限度額：保証付融資残高と合算したもの ※土地購入に係る資金は除く	<p>運転資金 5年以内(1年以内)</p> <p>設備資金 10年以内(1年以内)</p>	<p>5年以内 年利1.8%</p> <p>10年以内 年利2.0%</p>	<p>原則不要 (法人は代表者1名) 栃木県信用保証協会の保証付 (信用保証料1.98%以内)</p>	

小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者が商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、これに基づき実施する地道な販路開拓等の取り組みを実施する際に、**50万円を上限に補助金（補助率2/3）**を申請することができます。また、計画作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

補助対象		補助内容等								
<p><補助対象者> 小規模事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table>		業種	常時使用する従業員数	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業その他	20人以下	<p><補助率></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の2/3以内 <p><補助額></p> <ul style="list-style-type: none"> 50万円以内 但し次の場合は100万円以内 ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者 ②2020年1月1日以降個人開業、法人設立をした事業者 <p><補助対象経費></p> <p>機械装置等費/広報費/展示会等出展費/旅費/開発費/資料購入費/雑務費/借料/専門家謝金/専門家旅費/設備処分費/委託費/外注費</p> <p><募集期間></p> <p>第6回受付締切 R3.10.1 第7回受付締切 R4.2.4</p> <p><補助事業実施期間></p> <p>第6回 交付決定日～R4.7.31 第7回 交付決定日～R4.11.30</p>
業種	常時使用する従業員数									
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下									
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下									
製造業その他	20人以下									
<p><補助対象事業></p> <p>次の要件をすべて満たす事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取り組みであること。あるいは、販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取り組みであること。 商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。 同一内容の事業について、国（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）が助成する他の制度（補助金・委託費等）と重複しない事業であること。 本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業であること。 その他（公序良俗に反しないこと、資金使途が社会通念上適切であること。） <p><補助対象となり得る販路開拓等の取り組み事例></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな顧客層の取り込みを狙うチラシの作成・配布 新たな販路を求め、国内外の展示会・商談会へ出展 新たな市場を狙って商品パッケージ（包装）のデザインを一新 その他販路開拓につながる取り組み 										

■注意事項

○記載の内容は令和元年度補正事業の一部を参考で紹介したものです。応募にあたっては、必ず最新の公募要領をご確認ください。

○公募要領

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金」のホームページからダウンロードできます。

（注）旧河内町、旧上河内町の方は、“うつのみや市商工会”にお問い合わせください。

○申請に際しては、管轄する商工会議所・商工会へ「**事業支援計画書（様式4）**」の作成・交付を依頼する必要があります。締め切りまでに十分な余裕をもってお申し出ください。

また、本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの相談や申請はお受けする事はできません。

○採択にあたっては一定の審査があるため、ご希望に添えない場合もあります。

募集状況・手続き方法・締め切り日等については、

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金」HPでご確認ください。

URL: <http://rl.jizokukahojokin.info/>

中心商業地新規出店促進事業補助金（空き店舗出店補助金）

○ 宇都宮市の中心商業地の空き店舗に賃貸借契約を結び出店すると、内外装改造費の一部について補助を受けることができる制度です。

なお、当補助金の申請にあたり、対象区域や業種等の諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください（補助金の採択は、審査があるため、ご希望に添えない場合もあります）。

（注）下記の内容（概要）は、令和3年4月1日現在のものです。

<補助金内容>

	対象経費	補助率	限度額
内外装改造費	天井・壁・床・塗装・電気・給排水工事等サイン工事等外装も含む対象工事費（設備工事等は除く）	30%	150万円
		40%	
		50%	
		※出店エリアにより異なります	

<対象業種>

対象業種	
	小売業、飲食業（ランチ営業有り）、サービス業、医療・社会福祉業、教育・学習支援業、その他市長が適当と認める業種

<対象区域>

当商工会議所窓口やホームページに掲載されている「中心商業地出店等促進事業補助金対象区域」マップをご確認ください。（<http://www.u-cci.or.jp/business/sinkisyutten/>）

お問合せ 宇都宮商工会議所 地域振興部 ☎028-637-3131 8:30~17:15（平日）

宇都宮市ICT利活用促進補助金

市内の卸・小売業やサービス業の小規模事業者の方々が、業務の効率化や売上アップを図るため、ICT（ソフトウェア、サービス等）を導入する場合に、その導入にかかる経費の一部を助成する制度です。

補助対象者	卸売業・小売業・サービス業の小規模事業者で、市税の滞納をしていない方 ※卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は、常時雇用する従業員が5人以下 ※サービス業のうち宿泊業・娯楽業については、常時雇用する従業員が20人以下
補助の内容	【補助率】1/3 【限度額】30万円 【対象経費】ICTツールの導入経費 【取組例】卸売業・小売業等における「在庫管理システム」の導入 小売業・飲食サービス業等における「POSレジシステム」の導入 宿泊業・飲食サービス業等における予約管理システムの導入 など
対象の内容	ICTの導入により、業務の効率化や売上アップが見込まれる取組に要した経費 ただし、汎用性があり、目的外使用となり得るもの等については、補助対象外
申請方法	宇都宮市役所商工振興課窓口まで申請書類を持参 【申請締切】令和3年4月1日から令和4年1月末日 【交付限度】同一年度で1事業者1件まで

■注意事項

- 1 補助金の交付決定前に契約・導入されたものについては、補助対象となりません。
必ず交付決定を受けた後に、補助事業を開始してください。
- 2 補助金の申請には、宇都宮商工会議所又はうつのみや市商工会の支援を受けて、経営計画・補助事業計画を立てる必要があります。計画書の作成には、事前に宇都宮商工会議所又はうつのみや市商工会へ相談してください。

お問合せ 宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎028-637-3131 8:30~17:15（平日）
お申込み 宇都宮市経済部 商工振興課 商工振興グループ
☎028-632-2434 8:30~17:15（平日）

栃木県中小企業再生支援協議会

中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき、都道府県ごとに設置されている公正中立な公的機関です。

事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を行います。

このようなお悩みを解決します！

- 事業自体は円滑に行われているが、過去の投資等による借入金の返済負担等で資金繰りが悪化している。
- 事業存続の見通しはあるものの、事業の見直しや金融機関との調整が必要。
- 資金繰りなど、今後の見通しが不安。
- 経営改善・事業再生に意欲がある。
- 災害により、被害を受けた。



相談無料！

※再生計画策定等において、必要に応じて費用をご負担いただく場合がございます。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りに悩む中小企業に対して、国の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援（既存借入金の最大1年間猶予）を行っています。

当協議会では、この件に関する栃木県下の中小企業者からのご相談をお受けしています。
なお、再生支援協議会では融資および融資のあっせんは行っておりませんのでご承知おきください。
制度の詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス特例リスケジュール制度について（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>

こんな人におすすめ

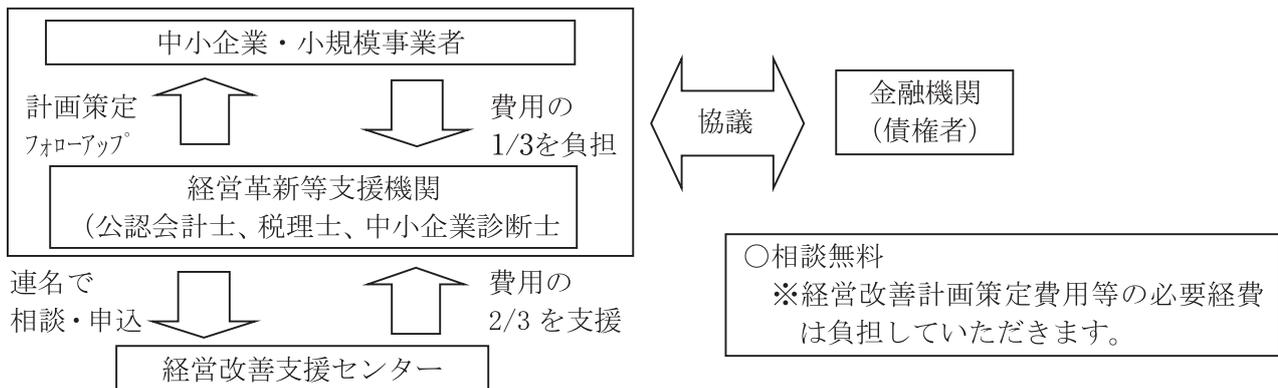
- ・急激な資金繰り悪化のために、とにかく早急に借入返済をリスケジュールしたい。
- ・複数の金融機関等からの借り入れがあり、資金繰りに向け関係者間の調整が難航している。
- ・資金繰りを保たせるので精一杯で、ポストコロナに向けて何をすべきか不安だ。

この事業でできること

- ・主要債権者の支援姿勢を確認の上、中小企業者に代わり、再生支援協議会が一括して最長1年間の既存債務の元金返済猶予を要請します。
- ・専門家による助言を受けながら、資金繰り計画を策定できます。
※ご希望に応じ、専門家の助言を受けながらポストコロナに向けた具体的な行動計画（事業継続アクションプラン）の作成も可能になりました。
- ・特例リスケ支援後の事業改善まで一貫したサポートを受けることができます。

栃木県経営改善支援センター

金融機関からの借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（経営革新等支援機関）の支援を受けて、経営改善計画を策定する場合、それに要する費用について、総額の2/3（上限200万円）までを補助します。
 ※早期経営改善計画策定支援を策定する場合は、計画策定費用とモニタリング費用の総額2/3（上限20万円）までが補助の対象となります。



お問い合わせ 栃木県経営改善支援センター ☎028-610-0310 8:30~17:15 (平日)
 URL : <https://www.tochigi-saiseishien.jp/>

栃木県事業承継・引継ぎ支援センター

本センターは、次世代への事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援するため、産業競争力強化法に基づき、国からの委託を受けた公的相談窓口です。

中小企業の事業引継ぎの実務に精通した専門家が秘密厳守でご相談を承ります。

このようなお悩みを解決します！

- 後継者の問題や今後の事業継続等について悩みがある。
- 事業を引継ぐ人がいない。今後、この事業をどうするのか？
- 事業を他の第三者に譲渡したいが、可能性はあるのか？
- M&A・事業買収の話があるが、どのような点に留意したらよいか？
- 後継者が借入の保証人を拒んでいる。どうしたらよいか？
- 後継者候補と事業承継計画書を策定したい。支援して欲しい。

相談無料！

お問い合わせ 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター ☎028-612-4338 8:30~17:15 (平日)
 URL : <https://tochigi-hikitsugi.jp>

事業承継・引継ぎ補助金

本補助金は、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。

補助対象・補助内容等

<補助対象者> 中小企業基本法第2条に準じて定義する。

業種	常時使用する従業員数
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

(注1) コム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下、旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下

<申請類型、補助率、補助上限額、対象経費、対象者>

申請類型	経営革新	専門家活用
補助率	2 / 3	2 / 3
補助上限額	400～800万円(上乗せ額:200万円)	400万円(上乗せ額:200万円)
対象経費	事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等(事業再構築、設備投資、販路開拓等)への挑戦に要する費用(設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用等)	M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用(M&A支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスにかかる専門家費用等)
対象者	事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)	M&Aにより経営資源を他者から引き継ぐ、あるいは他社に引き継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)

<申請スケジュール>

公募期間一次公募 令和3(2021)年6月11日(金)～令和3(2021)年7月12日(月)18:00まで

交付決定日 令和3(2021)年8月中旬(予定)

事業実施期間 交付決定日～令和3(2021)年12月31日(金)まで

事業完了報告期間 交付決定日～令和4(2022)年1月中旬(予定)まで

交付手続き 令和4(2022)年3月下旬(予定)



HPのQRコード

※一次公募締切後、準備が整い次第 二次公募を実施します。(令和3(2021)年7月下旬～令和3(2021)年8月下旬(予定))

■注意事項

- 記載内容は令和2年度補正事業の一部を参考で紹介したものです。応募にあたっては、最新の公募要領をご確認ください。
- 公募要領:「事業承継・引継ぎ補助金事務局」のホームページからダウンロードできます。
- 申請は、補助金申請システム(名称:Jグランツ)でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認してください。
- 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。詳細は、GビズIDマニュアル・様式等のダウンロードページよりご確認ください。(https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html)
- ◎ 募集状況・手続き方法・締め切り日等については、事業承継・引継ぎ補助金事務局HPでご確認ください。

お問合せ 事業承継・引継ぎ補助金事務局 ☎ 03-6625-8046
10:00～12:00/13:00～17:30(平日) URL: https://jsh.go.jp/r2h/

令和2年度第3次補正予算「事業承継トライアル」

本補助金は、後継者不在の中小企業が社外の第三者を後継候補者として事業承継に向けた準備を行う際の手順、課題、対策等を明らかにし、その結果として得られる事業承継に向けた準備の「型」、特に後継者育成の「型」を共有知として蓄積しようとするものです。
社外の第三者である後継者候補に対して後継者教育を行おうとする企業を募集します。

補助対象・補助内容等

<事業概要> 第三者承継に向けた取組を行う後継者不在中小企業は、以下を実施するものとします。

①事業承継計画の策定

円滑な第三者承継の実現に向け、外部機関（取引先の金融機関等）と連携しながら、事業承継計画の策定や改善を行うこと。

②後継者候補の選定

策定した事業承継計画に基づき、外部機関（人材ビジネス事業者等）と連携しながら、後継者候補を選定し、当該者と労働契約を締結すること。

③後継者教育の受講

後継者候補とのマッチング後、後継者候補とともに、執行管理団体が提供する後継者教育プログラムを受講すること。

④執行管理団体に対する報告・情報共有の実施

事業承継計画の策定状況及び後継者教育の進捗状況のほか、策定した事業承継計画の内容及び後継者候補に係る情報等を執行管理団体に対して定期的に報告・情報提供を行うこと。

<補助金の概要>

名 称	後継者教育事業	
区 分	事業承継計画の策定支援を受ける際の経費補助	後継者マッチングに伴う手数料等にかかる経費補助
補 助 率	2/3以内	2/3以内
補助上限額	100万円以内	250万円以内
概 要	・後継者候補受入に向け、事業承継にかかる専門家等からの各種支援（財務・経営分析、事業承継にかかる関係者整理、事業承継にかかる経営資源・リスクの棚卸、株式承継・資本政策、納税資金計画等を包含する事業承継計画の策定）を受ける際に要した費用に対して、補助金を支給する	・後継者が常勤雇用で成約した場合、人材紹介会社等に対して支払いが発生する手数料等に対して、補助金を支給する ・但し、執行管理団体が提供する後継者教育を後継者が受講することを前提とし、受講完了後に支給する
補助対象経費	謝金、旅費、外注費、外部研修・受験費、会議費、資料購入費	
補助事業実施期間	交付決定日～令和4（2022）年1月31日（月）	

<申請スケジュール>

公 募 令和3（2021）年6月7日（月）～令和3（2021）年7月15日（木）
 審査・選定 令和3（2021）年7月16日（金）～令和3（2021）年8月27日（金）
 補助金の交付決定 令和3（2021）年9月頃

■注意事項

- 記載内容は令和2年度補正事業の一部を参考で紹介したものです。応募にあたっては、最新の公募要領をご確認ください。
- 公募要領：「事業承継・引継ぎ補助事業（事業承継トライアル）」の特設ウェブサイトからダウンロードできます。
- 申請は、補助金申請システム（名称：J グランツ）でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認してください。
- 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。詳細は、GビズIDマニュアル・様式等のダウンロードページよりご確認ください。（<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>）



お問合せ 事業承継・引継ぎ補助事業（事業承継トライアル）<https://trial-business-succession.jp/>
 問い合わせは電子メールでお願いします。
 【e-mail】 jp_cons_trial_business_succession@pwc.com（2021年7月15日(木)17:00まで）

栃木県事業承継支援補助金のご案内

中小企業者の皆様が、事業承継に向け、
専門家を活用する場合の経費の一部を助成します。

弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、中小企業診断士など

対象経費

補助率 対象経費の1/2以内、補助上限額 50万円

主な事業区分	補助上限額	
	M&A	親族内承継・従業員承継
◎ 株式等の相続税・贈与税の申告書類の作成を委託した場合の経費 ※ 申告業務のうち、申告書類作成業務を専門家に委託した場合の経費	50万円	50万円
◎ 株価など企業価値の算定を委託した場合の経費 企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを専門家に委託した場合の経費	37.5万円	50万円
◎ 事業承継計画の策定を委託した場合の経費 事業承継に向けたステップを明確にするため、事業承継計画の策定を専門家に委託した場合の経費 ※ 計画の策定に当たっては中小企業庁が公表する「事業承継マニュアル」に基づき作成してください	37.5万円	50万円
◎ 最終的な契約書やレビューの作成を委託した場合の経費	37.5万円	50万円
◎ 不動産の鑑定評価書の作成を委託した場合の経費	37.5万円	50万円
◎ 債務整理手続きを委託した場合の経費	37.5万円	50万円
◎ 代表者の変更に伴う登記等を委託した場合の経費	37.5万円	50万円

対象経費の詳細についてはホームページよりご確認ください

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/2021zigyousyoukei.html>



申請期間

令和3年7月5日(月) ~ 令和3年11月30日(火)

※ 申請額が予算額上限に達し次第、募集を終了します

事業実施期間

交付決定日 ~ 令和4年2月18日(金)

補助対象者

県内に本店または主たる事業所を有する中小企業者

※M&Aの場合、譲渡側（売り手）であること

申請書類

- 1 補助金交付申請書
- 2 補助事業計画書
- 3 経営状況等報告書
- 4 誓約書
- 5 栃木県税に未納がないことを証明する書類
- 6 履歴事項全部証明書または住民票の写し
- 7 直近1期分の決算報告書等の写し
- 8 見積書の写し
- 9 支援機関（※）からの推薦書

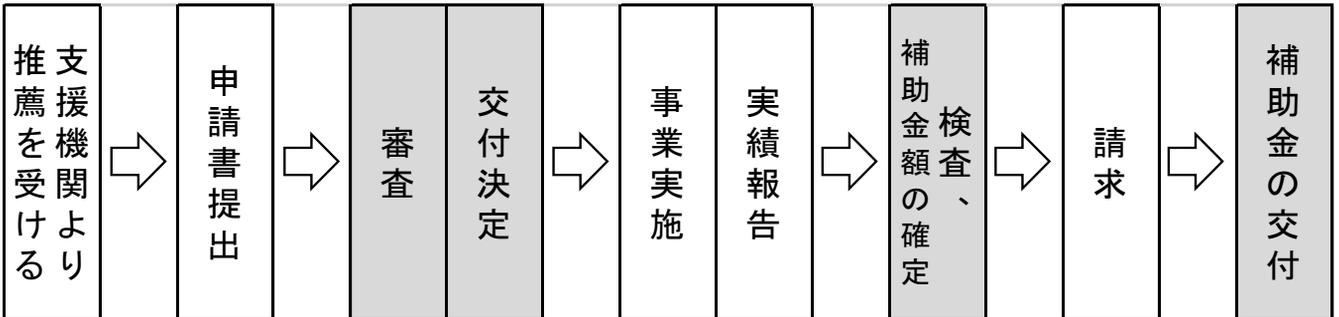
※支援機関

栃木県内に所在する商工会
栃木県内に所在する商工会議所
栃木県内に本支店を有する金融機関
栃木県信用保証協会
栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
栃木県中小企業再生支援協議会
公益財団法人栃木県産業振興センター

申請書類はHPよりダウンロードいただけます



申請手続きの流れ



※ **申請に当たっては、HPに掲載されている公募要領を必ず御覧ください。**

※ **実績報告書は、必ず令和4年2月28日(月)17時まで（必着）に事業承継補助金事務局宛てに提出してください。**

申請・お問合せ先

以下の事務局宛てに郵送またはメールにより申請してください

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

事業承継支援補助金事務局（宇都宮商工会議所）

TEL 028-637-3131

E-MAIL jigyoushoukei@u-cci.or.jp

※受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
午前9時から午後5時まで



会報「天地人」有料折込

毎月10日に8,000部を発行する当商工会議所会報「天地人」。その会報に、チラシやパンフレット等の案内チラシを折り込むことができます。

- 金額 通常価格:104,500円(税込) → 会員価格:82,500円(税込)
 →単独でDM 発送した場合 8,000部×@84円=672,000円
 約50万円以上コストを抑えられます！

会員チラシ・カタログ展示コーナー

会員サービスの一環として、会員企業のチラシ・カタログなど、PR 資料を展示できるコーナーを、当商工会議所の事務所入口に設置しています。

当商工会議所には、企業の経営者やその従業員が多く来所するため、宣伝活動に有効です。随時募集していますので、総務部までお問合せください。

対 象 当商工会議所会員事業所
 費 用 無料
 展示期間 1ヵ月
 申込方法 当商工会議所窓口で申込み

お問合せ 宇都宮商工会議所 総務部 ☎028-637-3131 8:30~17:15(平日)

ザ・ビジネスモール

ザ・ビジネスモールは、全国の商工会議所・商工会が運営する日本全国の企業を応援する「会員限定」の商取引支援サービスです(ご利用には「ユーザー登録(無料)」が必要です)。

自社をPRしたい、ビジネスパートナーを探したい、仕入先を見つけたい、複数の企業から見積をもらいたい、販路を拡大したい等、貴社の課題解決にお役立てください(令和3(2021)年5月現在 登録事業所数:約26万社)。

ザ・ビジネスモール 基本機能

受発注のチャンス
ザ・商談モール

SEO 効果も期待できる
簡易ホームページの開設

日本最大級26万社の
企業データベース

※一部機能を抜粋しています。

※基本サービスは無料でご利用できますが、有料のサービスもございます。

<登録の際はこちらにアクセス！>

URL : <http://www.b-mall.ne.jp/>

お問合せ 宇都宮商工会議所 地域振興部 ☎028-637-3131 8:30~17:15(平日)

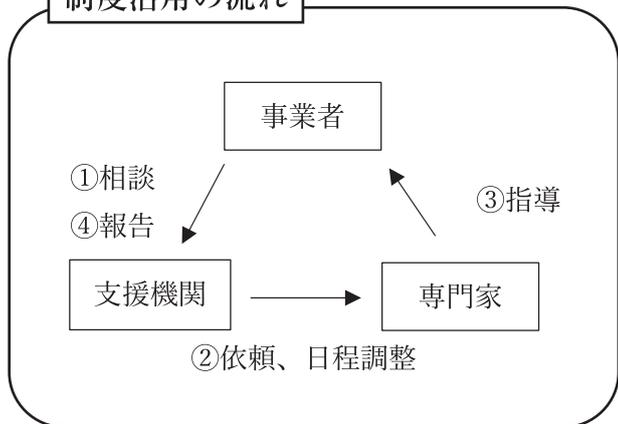
無料専門家派遣事業

当商工会議所は、事業者の様々な経営課題に対して支援するため、商工会議所等が窓口となり、経営課題に合った専門家の選定及び派遣しております。詳しくは次の2つの事業をご覧ください。

中小企業119

「中小企業119」とは、商工会議所等の支援機関での解決が難しい場合に活用する無料専門家派遣事業です。事業者の課題に対し支援機関がヒアリングの上、後日課題に合った専門家を事業所に派遣し、指導を行います。

制度活用の流れ



●年間3回まで無料！！

●1日5時間まで！！

●秘密厳守で直接企業に訪問！！

※当派遣事業をご利用いただくには、ミラサポの会員登録・企業登録が必要となります。(無料)

エキスパートバンク

各専門分野のノウハウを取得したエキスパートが、あなたの企業をバックアップ！

「エキスパート・バンク事業」とは、中小・小規模事業者が抱える、高度で複雑な経営課題に対する、専門家派遣事業です。

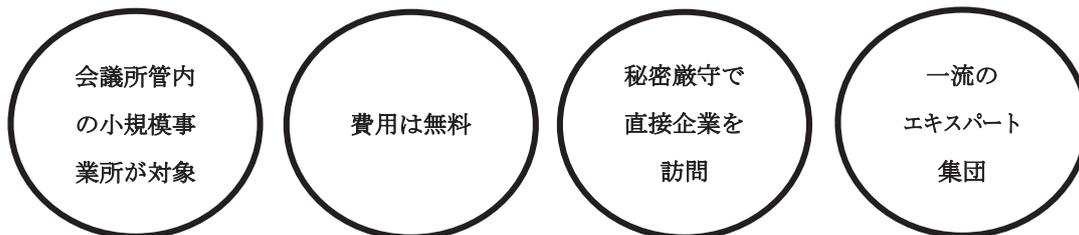
ご利用にあたっては、事前に窓口等で相談内容を把握させていただいた上で、実施日・実施場所・講師等を決定させていただきます。



制限：1事業所 年度内1回まで（半日程度）

登録専門家数：128名（令和3年度）

相談例：創業、事業承継、労務管理、税務会計など



ふれあい共済

ふれあい共済は、当商工会議所会員限定の共済制度です。

この制度は、当商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝給付金・給付品・補助制度）と、当商工会議所がアクサ生命保険(株)と締結した入院給付金災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）を組み合わせた保障プランです。

業務上・業務外を問わず、24時間補償されますので、福利厚生の一環として、ぜひご加入ください。

○掛金 800円(Fコース 0.5口)から6,400円(Aコース 4口)まで※15歳から60歳までの場合

※ご加入にあたっては、パンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚気情報)を必ずご覧ください。

お問合せ 宇都宮商工会議所 総務部 ☎028-637-3131 8:30~17:15(平日)

引受保険会社 アクサ生命保険(株) 宇都宮営業所 ☎028-637-7670 9:15~17:00(平日)

健康経営

とちぎ健康経営宣言

とちぎ健康経営宣言とは、協会けんぽ栃木支部が実施している「健康経営」に取り組む企業へのサポート活動の一つです。事業者の皆さまが「会社全体での健康づくり」に関する取組項目を応募用紙にご記入いただき、協会けんぽ栃木支部に提出すると「とちぎ健康経営宣言証」が送付されます。

とちぎ健康経営宣言に関する詳細や応募方法については、協会けんぽ栃木支部にお問い合わせください。

お問合せ 協会けんぽ栃木支部 企画総務グループ ☎028-616-1692 8:30~17:15(平日)

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

①掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6ヵ月を含む)で毎月均等償還です。

②貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。

ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

③掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

※制度の詳細については右記のQRコードまたはホームページからご確認ください。



お問合せ 宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎028-637-3131 8:30~17:15(平日)

小規模企業共済

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。

小規模企業共済のメリット

- ・掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ・小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

小規模企業共済のポイント

- ①掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。
 - ②共済金は、退職・廃業時に受取り可能。満期や満額はありません。
 - ③共済金を一括で受取は、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。
- ※制度の詳細については右記のQRコードまたはホームページからご確認ください。



お問合せ 宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎028-637-3131 8:30～17:15 (平日)

特定退職金共済

特定退職金共済制度は、所得税法施行令第73条に定める制度として当商工会議所が国の認可を得て実施しています。

毎月定額の掛金を支払うだけで、将来支払うべき従業員の退職金を計画的に準備できます。事業者が負担する掛金は、1人月額30,000円まで非課税で損金または必要経費に計上できます。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

従業員の確保と定着化など、企業の発展に役立ちますので、ぜひご加入ください。

加入できる事業所 当商工会議所の地区内にある事業主であれば、どなたでも従業員(専従者控除の対象者を除く)を加入させることができます。

掛金(月額) 1口 1,000円～30口 30,000円

※お申し出により、30口を限度として加入口数を増加させることができます。

お問合せ 宇都宮商工会議所 総務部 ☎028-637-3131 8:30～17:15 (平日)

中小企業退職金共済

中小企業退職金共済制度とは、中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

○加入資格 本制度に加入できるのは、次の事業者です。ただし、個人事業主の場合は、常用従業員数によります。

業種	常用従業員数		資本金・出資金
製造業・建設業等	300人以下	または	3億円以下
卸売業	100人以下	または	1億円以下
サービス業	100人以下	または	5千万円以下
小売業	50人以下	または	5千万円以下

○掛金(月額) 1,000円～10,000円 ※1,000円単位で掛金の増減が可能
12,000円～30,000円 ※2,000円単位で掛金の増減が可能

お問合せ 最寄りの金融機関にお問い合わせください

無料専門相談

各分野の専門家が、相談に応じます。

項目	1日知財窓口（相談対応：弁理士）	法律相談（相談対応：弁護士）
内容	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などに関する相談	債権回収、契約上のトラブルなどに関する相談
日時	原則隔月第3金曜日 ※要予約 午後1時30分～4時30分 (受付時間：午後1時～4時)	原則毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分 (受付時間：午後1時～3時)
会場	宇都宮商工会議所 会議室	宇都宮商工会議所 会議室
申込	☎028-670-2617 (公財)栃木県産業振興センターへご予約ください。	開催当日に会場にて受付（先着10人まで）

項目	不動産鑑定相談（相談対応：不動産鑑定士）	税務相談（相談対応：税理士）
内容	事業承継や第三者への引継ぎに関わる不動産の贈与・譲渡・相続の事前相談など	所得税、法人税、相続税、その他相談
日時	令和3年8月11日（水） 午後1時30分～4時30分 令和4年2月9日（水） 午後1時30分～4時30分	希望により調整
会場	宇都宮商工会議所 会議室	
申込	開催当日に会場にて受付（先着順）	随時受付

各種経営相談

当商工会議所では中小企業相談所を設置し、経営指導員による中小・小規模事業者等の技術・経営上の課題解決を図るための窓口相談を常時実施しております。本ガイドに掲載されている内容の他、次の内容についてもご相談に乗っておりますので、お気軽にご相談ください。

○経営全般

経営計画の策定、経営力向上計画の策定、経営革新計画の策定、農商工連携、販路開拓、IT活用、店舗・工場レイアウト、商品陳列、5S、国や地方自治体の各種支援施策の情報提供など

○創業

開業に必要な届け出書類や開業計画書の作成、開業資金の調達など

○税務・記帳

個人事業主の帳簿のつけ方、青色申告決算書作成、所得税・消費税の申告の仕方など

○労務

労働保険の加入手続き、従業員教育、就業規則の策定、特定退職金共済の加入手続き

ミラサポ plus

ミラサポ plus とは、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国の Web サイトです。国や都道府県が行う支援施策を中心にまとめられており、本サイトを活用することで事業者にあった支援を探ることができます。

事業者にあった支援施策等の探し方

●飲食店を営んでいる方の例
→新商品を開発し広報するために活用できる補助金を知りたい

①web サイトを開いたら次の4つから探す方法を選択

支援制度を探す

支援者
支援機関を探す

事例を探す

経営のヒント

②「支援制度を探す」を選択

③「お困りごとから支援制度を探す」欄にある次の10項目から選択

販路開拓

・持続化補助金
など

設備投資

・ものづくり補
助金など

IT化

・IT 導入補助
金など

資金繰り

・各種金融機関
の融資など

人材

・雇用調整助成
金など

知的財産

・中小企業向けハン
ズオン支援など

企業・創業

・創業融資など

事業承継

・事業承継補助
金など

災害対応

・BCP を策定し
たいなど

情報収集

・よろず支援拠
点など

④「販路開拓」を選択

- ・小規模事業者持続化補助金（一般型）
- ・事業再構築補助金
- ・事業承継・引継ぎ補助金 など「販路開拓」に関連した施策がヒットします

⑤「小規模事業者持続化補助金」を選択

選択するとその施策の情報として、「対象者」「施策の内容」「利用・申請内容」「参照情報」「問い合わせ先」が掲載されたページに移行し、課題にあった支援施策を探ることができます。また、それと同時に、その施策について支援をしている支援機関にたどり着くこともできます。

ミラサポplusに登録すると使える機能

①情報を自分仕様にカスタマイズ！

- ・パーソナライズ
- ・お気に入り機能
- ・メルマガの受信 など

②補助金の電子申請が簡単に！

- (GビズIDを取得している方に限る)
- ・電子申請サポート
 - ・e-TAX 等との連携

③経営診断や現状分析可能！

- ・活動レポートの作成
- ・現状分析シートの作成

●情報収集について

相談窓口一覧

相談窓口	相談できる内容(主なもの)	問い合わせ
宇都宮商工会議所	経営全般	宇都宮商工会議所 ☎028-637-3131 8:30~17:15(平日)
ミラサポplus	会員登録の方法、その他使い方など	ミラサポplusコールセンター ☎050-5370-4340 9:00~17:00(平日)
栃木県	新型コロナウイルスに関連する経営相談	生活相談センター ☎028-623-2826 8:30~17:00(平日)
	資金繰り	経営支援課 金融担当 ☎028-623-3181 8:30~17:00(平日)
栃木県産業振興センター	創業、新商品開発	代表電話 ☎028-670-2600 9:00~17:00(平日)
栃木県よろず支援拠点	経営全般	経営相談窓口 ☎028-670-2618 9:00~17:00(平日)
宇都宮市	宇都宮市の支援施策、資金繰り	経済部 商工振興課 ☎028-632-2433 8:30~17:15(平日)
日本政策金融公庫	資金繰り	国民生活事業 ☎028-634-7141 9:00~17:00 中小企業事業 ☎028-636-7171 9:00~17:00
日本商工会議所	小規模事業者持続化補助金(一般型)	小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6747-4602 9:30~12:00/13:00~17:30(平日)
全国商工会連合会	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	持続化補助金低感染リスク型コールセンター ☎03-6731-9325 9:30~17:30(平日)
全国中小企業団体中央会	地域企業感染症対策支援補助金	地域企業感染症対策支援補助金事務局 ☎028-678-6815 9:00~12:00/13:00~17:00(平日)
	ものづくり補助金	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 10:00~17:00(平日)
(一社)サービスデザイン推進協議会	IT導入補助金	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424 9:30~17:30(平日)
株式会社パソナ	事業再構築補助金(制度全般)	制度全般に関するコールセンター ☎0570-012-088/03-4216-4080 9:00~18:00(平日)
	事業再構築補助金(電子申請について)	電子申請の操作方法についてのコールセンター ☎050-8881-6942 9:00~18:00(平日)
経済産業省	GビズIDの取得	コールセンター ☎0570-023-797 9:00~17:00(平日)
	どこに相談したらよいかわからない場合	代表電話 ☎03-3501-1511

情報収集に関すること

WEBサイト名	調べられる内容(主なもの)	検索方法
宇都宮商工会議所	当商工会議所が行っている事業全般	「宇都宮商工会議所 ホームページ」で検索
ミラサポplus補助金・助成金 中小企業支援サイト	国や都道府県が行っている施策、支援者及び支援機関の検索、支援事例等	「ミラサポplus」で検索
栃木県 / 事業者向け情報	栃木県の入札情報、事業支援	「栃木県 事業者向け情報」で検索
宇都宮市(事業者・各種団体向け支援情報) / (中小企業のために)	宇都宮市が行う新型コロナ関連施策	「宇都宮市 事業者向け情報」で検索
	宇都宮市が行う支援施策、資金繰り	「宇都宮市 中小企業者のために」で検索
J-Net21 中小企業ビジネス支援サイト	都道府県、各市町村が行う支援施策	「j-net21 中小企業ビジネス支援サイト(中小機構)」で検索
e-中小企業ネットマガジン配信サービス	中小企業支援施策・関連情報	「e-中小企業 配信」で検索
【経営課題の解決へ】経営のヒント	経営課題の解決事例	「経営のヒント」で検索
E-SODAN~いつでも経営相談~	経営全般(チャット形式)	「E-SODAN」で検索
経済産業省のWEBサイト	国の支援施策	「経済産業省」で検索 LINEアカウント: @meti_chusho
中小企業庁	中小企業支援施策	「中小企業庁」で検索 Twitterアカウント: @meti_chusho

※掲載内容は令和3年5月現在です。その後の掲載内容については当商工会議所ホームページで随時更新しています。